

第2回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会 会議録

平成29年11月10日14時から

成田市役所4階401会議室

(課長補佐)

開会時刻となりましたが、開会の前に、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。

1点目は、次第と席次が両面に記載したものになります。

2点目は、資料1-①、②、③と資料1-②(参考資料)と記載のあるもの。

3点目は、資料2-①、②、③と参考資料(資料2関係)と記載のあるもの。

次に、資料3、資料4、資料5と記載のある資料。

最後に前回の会議録となります。

委員の皆様には置かれましては、後ほど、会議録をご確認していただきまして、発言内容等に訂正がございましたら、次回の会議までにご連絡いただきますようお願いいたします。

資料につきましては、以上の13点の資料となります。

資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより会議に入らせていただきます。はじめに、A会長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。A会長、よろしくお願い申し上げます。

(A会長)

皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それから、資料の方、ご用意いただきありがとうございます。今日は2回目ということで、内容に入っていくこととなりますが、事務局の説明を受けて、議論をしていくことが中心となるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

(課長補佐)

ありがとうございました。次に財政課長よりご挨拶申し上げます。

(財政課長)

本日は委員の皆様におかれましては忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

前回まではこれまで十分な時間をかけて取りまとめた基本方針案につきましてご議論いただいたわけですが、考え方の違いはあるものの、明らかな誤りという部分はそれほどなかったと考えております。しかしながら今回、いよいよ実際の費用算定に入ることになり、実際の数字を資料として用意しております。正直申し上げまして、実際の費用をみまして、これを利用者負担に含めるかどうかについては、迷うことが多々ありました。本来であれば、すべての施設につきまして資料を整えて、ご議論いたたくべきではありますが、本日は市民が利用する機会が多い公共施設、窓口業務に絞りまして、何通りかの試算をお示ししております。まだ、2回目でございますので、まだ、意見集約の段階までには至っておりませんことから、活発な議論となることを期待しております。また、資料につきましては、ボリュームが多く、事前にお配りしておくべきであったと思っておりますが、皆様の考えがまとめる時間がなかったことにつきまして、お詫びを申し上げます、まとまりませんが、挨拶とさせていただきます。

(課長補佐)

どうもありがとうございました。それでは、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は、会長にお願いすることになっておりますので、A会長、よろしくお願ひいたします。

(A会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。いま、課長さんのお話にもありましたように、いろいろな考え方があり、他の市の事例でもいろいろであり、どこが一番いい基準なのかという議論から始めることとなろうかと思ひます。それでは、事務局からの説明をよろしくお願ひいたします。

(財政係長)

それでは、わたくしから、議事の①使用料の積算における課題等について、

ご説明いたします。資料は右上に資料 1 と記載してあるものとなります。1 ページから 6 ページとなっております。今回ご検討いただきたい論点といたしましては、大きく 3 点ございます。1 点目は前回もご議論いただきました、使用料の積算における減価償却費の原価への算入について、でございます。

2 点目は、公費負担等の考え方について、3 点目は、減免措置における統一基準について、でございます。以上 3 点につきまして、わたくしの方から説明をさせていただいた後、個別にご審議をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1 点目の使用料の積算における減価償却費の原価への算入について、ご説明させていただきます。

地方自治法第 225 条の逐条解説に、「使用料は施設の維持管理費または減価償却費にあてるべき」とあり、「減価償却費」についても利用者が負担する経費と解釈できる面がございます。

しかしながら、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であることや、災害時において避難所としても重要な役割を果たすことなどから、施設整備は行政の役割であると考えられることや、また、建設費には建設時に税金が使われており、使用料に減価償却費を加味すると二重負担になるという見方もあることから、減価償却費を公費で負担しようとするものでございます。

このように、使用料の算定に当たり、維持管理費のみを対象とする場合は、施設の建設費は市が税金で負担すべきという考え方が根底にありまして、利用にかかった費用を実際の利用者の負担でまかなうことになるため、利用者の納得感を得やすいメリットがあります。

なお、本市の使用料は、他市と比較して安価なものもあり、減価償却費を含めなければ、使用料の大幅な上昇を抑制することができ、市民の方々のより納得感を得られるとともに、利用料を安価とすることで、施設利用の稼働率の向上も見込まれると考えたことによります。

この点につきまして、補足して説明させていただくと、資料 2 ページの下段の表をご覧ください。運動施設となりますが、野球場と球技場の使用料を比較したものになります。成田については、野球場は中台と大谷津球場、佐倉は長嶋茂雄記念球場、習志野は秋津球場ですが、高校野球の予選等によく使われて

いる球場となります。球技場については、中台運動公園の陸上競技場の下にある人工芝のものです。佐倉市は岩名運動公園下の球技場、八千代市は総合運動公園内の球技場で、比較をいたしました。ご覧いただくとわかりますように、成田の使用料はかなり安い設定となっております、聞いた話では、チームに成田市民が1人いれば申し込めるので、他市のチームが練習に来ているようです。このように、施設によっては非常に安価な設定となっております。一部、貸館については、成田の方が高いというケースもありますが、安価な事例という例で、ご紹介させていただきました。

資料の1ページにお戻りください。①の後段になりますが、ただ今ご説明したとおり、メリットがある一方、デメリットといたしましては、建設費が使用料に影響しないため、施設のグレードの違いが使用料に反映されず、不公平感が生じやすい点が挙げられます。以上が減価償却費を含めない場合のメリットデメリットございます。資料には記載しておりませんが、補足の説明としまして、市内の検討におきましては、本市の特徴である、空港関連の税収を市民サービスとして還元すべきとする意見もありまして、そのような経緯から、減価償却費を原価に含めないと結論付けた経緯があります。

次に下段の②減価償却費を原価へ算入する場合のメリットデメリットについてご説明いたします。ただ今申し上げました、「使用料は施設の維持管理費または減価償却費にあてるべき」との考え方により、減価償却費を利用者が負担する経費と解釈できることから、使用料の算定に考慮しようとするものでございます。建設費を使用料に算入するため、施設のグレードの違いを使用料に反映することができますが、一方で、建設費には税金が使われており、二重負担になるという見方もあります。また、設置目的に合致する限り市民誰もが利用できる施設であることから、経費は市で負担すべきとの考え方もあります。

資料には記載してありませんが、仮に採用する場合には、事務上の課題として、減価償却費の算定が難しい部分がありまして、定義が難しく、定額法か定率法など減価償却をどのように算定していくかの問題や建設費用には国の補助金等が充てられている場合がありますので、一概に固定資産の台帳で、価格があったとしても、そこから補助金を除くべきかどうかといった問題があります。

以上が算入する場合のメリットデメリットとなります。

このようなことを踏まえて、本日改めてご検討いただきたいと思います。ご

検討いただく際の参考としまして、2 ページのその他論点の特記事項を記載してございます。他の自治体で検討を行った資料から論点を抜粋したものですので、参考にご覧いただきたいと思っております。1 点目の減価償却費については、用地取得費を除外すべきとする意見については、仮に本市で減価償却費を原価に算入する場合であっても、用地取得費については除外することで考えております。2 点目から 4 点目は減価償却費のうちどこまでを原価に算入するかという問題ですが、本市の場合、減価に算入しないという結論に至っておりますので、記載した事項については、具体的な検討は進めておりませんので、説明は割愛させていただきますので、内容は後ほどご確認いただきたいと思っております。

5 点目は、施設の利用目的や利用状況が特定の受益者に集中する施設の場合は、減価償却費も含めた積算を検討すべきとありますが、こちらについては、多少庁内で検討を行った経緯がありまして、基本方針には記載はしなかったのですが、駅前の施設などで、音楽施設で高額な付帯設備を有している施設もありまして、そのような場合には別途使用料を算出すべきとの意見もありまして、統一的な基準による見直しが困難であるため、受益者負担の原則に従いまして、必要により個別的に使用料の設定や上乘せをすることになるかと思っておりますが、見直しを図っていくとの結論に至っております。

それから、④につきましては、他市の事例を記載しております。本市と同じく、減価償却費を原価に算入していない県内団体は印西市、流山市、船橋市、木更津市となっております。逆に、算入している県内団体は、若干こちらの方が多様なイメージですが、佐倉市、四街道市、白井市、市川市、柏市、市原市となっております。

なお、原価の詳細な算定方法につきましては、後ほどご説明させていただきますが、資料の②-1 をご覧ください。減価償却費を含めた場合の単価の比較（その 1）と記載がある資料ですが、費用の算定の仕方は、すべてかかる費用から共通する事務室等の費用を除外しまして、係る費用を算定しまして、それを総面積で割って、1 m²あたりの単価をだしまして、まず、1 m²あたりの 1 時間の単価を算出しまして、会議室が 100 m²であれば、100 をかけて算定する方法となっております。施設によって減価償却費はまちまちですので、一概に何割増えるとは申し上げられないのですが、場合によっては 3 倍となる事例もあります。事務局からの説明は以上でございます。ご検討よろしくお願いいたします。

(A 会長)

ありがとうございました。ただ今の使用料の積算における減価償却費の原価への算入について、何かご意見、ご質問はございますか。

(A 会長)

考え方としては、今、説明のあった減価償却を含める、あと市債も使われているものもありますでしょうし、それから減価償却費は厳密にすべきでしょうけれども、全部入れなくてもいいとか、最終的には財政状況がものすごく悪い自治体だったら、背に腹は代えられない状態ですし、包括的には数字をおくだけじゃなく。それからもう一点は、成田の安い球技場を使い、他のところからきて、成田市民が使いたいときに使えない、そういった競争率が高まっているという事例があるということ。

(財政係長)

市内在住、在勤の方が若干はいるんだとは思いますが、そのような事例はあると聞いております。

(A 会長)

難しいですね。若干いるわけですので、それをけしからんといえるのか。例えば図書館なんかは、どの自治体も有料としたりしてないわけですし。スポーツ施設の場合は、成田市民が行こうとしたら、まったく行けないで、一人しかいないチームが借りているだとかその辺りの難しさがありますよね。

(財政係長)

そこは、使用料の算定以外に、申込み状況で優先順位を設ける考え方があります。成田市としては半分以上市民であるといった条件がないので、運用上で優先順位を設けるといった方法があるのではないかと考えています。

(C 委員)

公民館などで、名簿や規約など提出を求めて登録団体としていますよね。運

動施設とかではそういう条件はないんですかね。

(財政係長)

もしかしたら、半分以上いなければならないといった条件があるのかもしれませんが。

(C 委員)

減価償却費ですが、補助金がありますよね。例えば野球場とか、全額市で出したのではなくて、企業庁とかニュータウン公社が作ったものもあると思うんですよ。ほかの施設でも。そのようなものは、減価償却費の中で圧縮してやっているんですかね。

(財政係長)

今回の試算は、固定資産台帳上で資産価値として書いてあるものを記載しただけですので、圧縮はしていないはずですよ。

(課長補佐)

台帳上は分からないのですが、おそらく圧縮はしていないです。

(財政課長)

先ほどの質問で、運動施設では、名簿や規約など提出を求めないかということですが、確認しましたところ、代表者のみの申し込みでやっているようで、申込者の代表者が成田市民であれば、他のメンバーの出所までは必要ではないということです。

(B 委員)

基本的な確認ですが、地方自治法 225 条の逐条ですが、「維持管理費または減価償却費に充てるべき」となっておりますよね。素人的に考えると、「または」の読み方がよくわからない部分があって。このまま読むと、減価償却費に充てなくてもいいんじゃないかと思うんですけど。正確な逐条はどうなんですかね。

(財政課長)

一般的にいうと、AまたはBという場合は、AかBどちらかを指すこととなります。

(B 委員)

法律的に、減価償却費に充てるべきだという考え方があるのであれば、そこも考慮するしかないのかなという気がします。

(E 委員)

そのような逐条解説がある中で、二重負担ということが何回か出てきますが、これが矛盾する話にならないかなと。逐条がただしければ、二重負担なのかなと思うんですけど。税金で建設費を賄わなければならないのかなと。いろんな収入で賄ってもいいんじゃないかなと。まあ、減価償却費に充てるべきではないとは思っているんですけども。整理の中で、二重負担という言い方はどうなのかなという疑問が個人的にはあります。その時にかかったお金だけでよいのではないかと思うんですけど。理屈付けがどうなのかなという疑問はあります。

(財政係長)

他の自治体の見直し方針を見ますと、解釈できる余地があるとか、二重負担となる説もあるとか、なかなか言いきっているところが少なくてですね、法律が「または」と書いてありますので、どこまで解釈していいのかというところは判断に迷っているのかなと思っております。

(A 会長)

別な観点からいうと、一緒に仕事をした公認会計士さんなんかは、仕事の的には減価償却費を入れないと気が済まないこととなります。まあ、公共施設にまでそこまで求めていくのはどうかとは思いますが。

そういったことで、この表現も、自治体の状況によってとか。もし維持管理とか減価償却費から使用料を取らない場合、何が起きるかといえば、施設が朽ち果てていくわけです。だから税金でなければといった程度の意味合いではな

いかと思います。なので、程度はその自治体の財政状況とかそういうことが大きいのかなと思います。

(C 委員)

今使っている人が安くて、後で使う人、後から入ってきた人、そういう人に対して、減価償却費を全く見ないで、今いる人たちが利用するだけで、公平は保てるんですかね。

(A 会長)

作る時に、市債で作って、そのあとは、減価償却費の一部を入れるとか、そのようなイメージになるのかなという気がします。今回は全部入れるか入れないかのケースでしたが、その2つだけじゃなくて、その中間とか。

(財政課長)

市債の考え方ですが、お金がないから借りるということもあるのですが、市債の機能として、公共施設が使用に供している間、使ったときにいた市民の税金だけでは不公平となるので、その施設を利用する後の世代も含めて均衡を図ろうとする機能もあります。想定しているのは、使用した人だけに負担をされるという考え方ではなくて、その公共施設が存在しているときに成田市民である方全員に平等に負担していただくという考え方が根底にはあります。

(A 会長)

以前の自治省時代は、積極的に投資的経費に回して、財政分析をする教科書などは投資的経費をたくさん置いて、あまり人件費とかには使わないで、そっちに回して、それが市債でやったら、将来を考えて、それが最後は税金にかかってくる、そのようなことが、素晴らしいというのがわりと教科書的であったんですね。ただ、その考え方は1980年代から1990年代頭にどこかでなくなりまして、その後は、ご承知のように市債はどうなのよ、という時代になっていくわけです。

まあ、余裕があって、まだ市債を発行できる余裕があるところは、将来に向けていくというところでしょうし、どうしようもないところは、分割払いとい

っても、なかなか、あまりにも公債費比率が高まってしまって、そういうわけにもいかない。そういう意味では、成田は優良団体であるので、市債の利用はそれなりに可能であるわけですし、だからと言って、減価償却費には手を付けずに全部公費というのもどうなのかという議論も出てきてもいいのかなど。

(B 委員)

現行の使用料の算定には、減価償却費は入っていないんですよね。

(財政課長)

そこは、現行の使用料はきちんと算定したものとは言えないので、入っているか入っていないかも不明な状況でございます。

(B 委員)

そこは、改正にあたって、きちんと整理するということですね。

(A 会長)

見直しの結果、使用料を上げるとなれば、利用する方はなんでなの、となるかもしれないので、説明の理屈は必要ですよ。

(財政課長)

見直しにより、上がる施設もあれば、下がる施設も出てくると思われませんが、透明な一貫した説明をしようと考えております。

(A 会長)

施設によっては、一般の市民が多く使用するから、あまり高くなってはとか、たとえば子どもが利用するなど、あまり負担能力がない人が使うとか、そういうこともあると思いますが。

(財政課長)

利用者によりまして、大人から子どもまで経済基盤はいろいろですので、素案の中の 10 ページで、年齢による使用者の負担区分ということで、基準は設け

ております。

(A 会長)

あまり利用されていないから、利用を促したいとかいうことはあるんですか。

(財政課長)

稼働率が上がれば、費用は遡減していくとは思いますが、そこを考慮した使用料の算定までは現在のところ行っておりません。

(A 会長)

他にございますか。なければ、次の公費負担等の考え方について、事務局の説明をお願いします。

(財政係長)

それでは引き続き、(2) 公費負担等の考え方について、ご説明させていただきます。資料 1-②の 3 ページをご覧ください。ここでは 2 点についてご検討いただきたいと考えております。

1 点目は、公費負担の考え方、これは受益者が負担すべき対象経費から除外する、税金で負担すべき費用について整理しようとするものです。2 点目は、1 m²当たりの原価の積算方法についてご検討いただきたいと思います。

まず、1 点目は公費負担の考え方です。素案の 4 ページをご覧ください。(2) に公費で負担する範囲のご説明となりますが、受益者負担の対象とする「原価」と「公費負担」について整理しており、使用料の算定から除外する公費負担として、概ね 150 万円以上の臨時的修繕費や概ね 30 万以上の高額な備品購入費、事業運営に要する職員人件費などを例示しております。公費負担とされる経費は、受益者負担対象経費から除いております。

また、事務室やロビー・共用スペースなどに係る経費も対象経費から除外することとしていますが、この考え方が適当であるかどうか、改めて検証いただきたいと考えております。また、現行の案を採用するのであれば、経費全体のうち、事務室等に係る経費とはどのような経費であるか明確にしていく必要があると考えられます。

参考資料（資料 2 関係）の付箋を貼ってあるページをご覧ください。公民館における具体例をご説明させていただきます。「公費」と記載した部分については、事務室やロビー・共用スペースなどに係る経費としてコストから除外されることとなりますが、庁用車やパソコンの借上料などは施設を維持していく上で必要不可欠な経費であり、公費に含めないという考え方もあります。その考え方により、公費としたものについて、公費とした方が良いものや除いた方がよいといったご意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

次に、2 点目の 1 m²あたりの原価の積算方法について、ご説明いたします。

資料 1-②の 3 ページをご覧ください。中段の、「また、」以降をご覧ください。受益者が負担すべきとされる対象経費を対象面積で除した数値が 1 m²あたりの単価となりますが、対象面積をどのようにとらえるかにより、算出される結果が異なってきますので、考え方についてご意見をいただきたいと思います。具体的な積算方法としては、記載しました 4 通りが考えられます。

①、②は総てのコストを総面積で割る考え方と貸室の総面積で割る考え方です。③、④はコストということで、直接的な経費のみに限定して、総面積で割る考え方と貸室の総面積で割る考え方です。※は他市においては、管理運営費を使用料徴収の対象となる「貸室の総面積」で除して 1 m²あたりの単価を算出している事例が見受けられ、この場合は②または④の積算方法を採用することとなります。

資料 1-②（参考資料）と記載してあります資料の 6 ページをご覧ください。

先ほど説明しました 4 通りの方法で計算したものとなります。結果は 2 倍ほどの差が出ます。本市では、今のところ③の方法を採用しておりますが、考え方によっては、使用料が変わってきますので、こちらについて、ご意見をいただければと思います。

（A 会長）

今日いただいた資料は、直営とか委託とかは。その場合の賃金、例えば、コミュニティセンターなんかは、指定管理者の出す決算から引っ張ってきているとか。

（財政係長）

そうです。直接記載はないのですが、常駐している職員については、一人当たり 890 万程度だと思っておりますが、全庁的に退職手当の負担金ですとか社会保険料とかも含めた一人当たりにかかる経費を出しております、それを共通単価として使用していますので、正職員の常駐者がいる場合は実際の経費と異なってはくるのですが、平均的な額で人数を積み上げた額で試算しております。

(A 会長)

一般的に言えば、条件は人件費が高くて、それは一応この中に置いとく、それ以外の差は、最終的には影響ないといえれば影響ないわけで。一定の基準を作って整理したいということですよ。あまり部分部分を入れたくないですよ。

例えば公民館的なものは、本来からある公共的なものであるわけですから、そう考えるとそのことを加味するべきなのかどうかということも。後から造られた施設などは別問題であっていいのかなとは思いますが。

何かご意見はございますか。

(B 委員)

事務室とかロビーは共有スペースから除く、コストから除外すべきじゃないかなと思ってはいたんですけど、よく考えると、事務室とかロビーもその施設を運営するためにあるものですよね。

(財政課長)

当初の考え方はですね、施設の効用を維持するためには、事務室、ロビー、共用スペース、トイレなどを含めまして、すべてが必要ではあるのですが、利用者によっては、例えばトイレを使わない方もいたり、使わない部分もあるわけですので、利用者が確実に占有する場所のみを負担していただくという考えかたに基づきまして、現在の基本方針案では③の方式としているところです。

確かに、運営するためには必要な部分ではありますので、その線引きをどの辺で引いたらいいのだろうか非常に迷うところです。

(B 委員)

施設自体は行政で作るべきという前提に立てば、使用料でとるところは、受

益者が確実に使う部分と考えるべきですね。

(C 委員)

年間 50 週で 3 時間ということですが、割る数割られる数の関係ですが、この例だと公民館の利用率は下がるのではないかと思うんですけど。

(財政課長)

有料ということになれば、利用率は下がると思われれます。

(C 委員)

影響額は、利用時間によっても変わると思うし、たとえば、公民館なんかは午前、午後、夜間と 3 回利用できるの、影響額は変わりますよね。

(財政課長)

公民館の場合では、机上の数字ですが、仮に利用率を 50% と想定し、さらに稼働率として 80% をかけた場合、全体経費の 4 割が利用者負担となります。稼働率がもっと落ちた場合、たとえば 40% しかなかった場合には、利用者の負担は 2 割しかないということになります。稼働率を上げるための方策と利用料との相関関係はある程度は関係あると思われれますので、利用料の改訂に取り入れるかどうかについてもご意見を伺えればと考えております。

(D 委員)

公費とそれ以外についてですが、光熱水費が大きいわけですが、その辺はどうですか。事務室で使用する分と貸室で使用するときだけ使う分とかの区分についてですが、面積按分するとかの分け方はできるのですか。

(財政課長)

実際にはメーターをそれぞれつけているわけではないので、区分はできませんが、やるとすれば、全体の面積で除して、利用する貸し部屋部分の面積をかけるという方法、光熱費ですとか、管理経費の中で電気機器の保守管理、空調の保守管理といった建物全体に係る経費というものをどう扱うべきかという問

題もあります。

(E 委員)

掃除の委託料とかいろいろありますからね。単純に面積按分するか、トータルで維持管理の面積で割るとか、難しいですよ。

(財政課長)

考え方としては、公費とそれ以外という区分しかしていませんが、公費で負担すべき経費、利用者負担にすべき経費、あとは按分経費とするか、按分経費については、E 委員から指摘がありましたように、ほとんどが事務室の経費ではないかということもありますが。

(A 会長)

他、よろしいでしょうか。なければ次の、減免措置における統一基準についての説明をお願いします。

(財政係長)

それでは次に、(3) 減免措置における統一基準について、ご説明させていただきます。資料の 5 ページとあわせて基本方針の 10 ページをご覧ください。7 の減免措置をご覧ください。11 ページから 12 ページで減免の統一基準として、使用料の全額を免除できる場合と 12 ページで一部を減額できる場合とを規定しております。12 ページ中段の下のところに、障がい者が利用するときという項目を定めております。当該使用者の 1/2 以上が障がい者の場合に使用料を免除するとしております。

本日の資料には記載しておりませんが、庁内の検討では、高齢者への減免についても検討を行っておりまして、こちらは、基本方針の原則の中には記載しないこととしまして、施設としてどうしても減免が必要な場合は、個別の条例で対応するとした経緯がございます。このように、障害者や高齢者に対する減免の取り扱いについては、一定の結論を得ておりますが、5 ページに記載してあるように、「少年スポーツ団体がスポーツ広場等を使用する場合」については、年間を通じての活動であり、子どもの費用負担が大きくなることや、小学校・

中学校は無料で使用できることなどが指摘され、減免対象に加えてほしい旨の意見が寄せられています。

具体的な例で説明しますと、スポーツ少年団が1時間300円のスポーツ広場を利用した場合、300円×6時間使用(午前・午後)×年間100回(50週×2回)=180,000円かかるわけですが、一方で、学校を使用しているチームは無料となってしまうという公平性や団体の存続にもかかわってくるという意見もあることから、減免の必要性についてご検討いただきたいと考えております。

なお、資料には記載してございませんけれども、他市における減免の検討内容をご紹介させていただくと、子どもを減免対象として認めてほしいという意見もありますが、一方で、子どもの範囲が広いので、青少年健全育成という名で減免を認めてしまうと、減免申請が非常に多くなってしまふ事例が課題と上がっていたり、それに伴って対象を限定すべきとの意見もあります。スポーツ団体もいろいろあるため、体育協会や地域の連盟に加盟している地域に貢献する団体として公に認められてる団体に限定すべきとの意見もございましたので、紹介させていただきます。スポーツ団体について減免する必要があるかということをご検討していただくとともに、減免する場合であっても、地域の連盟や協会に加入するなどの一定の条件を付するべきか、などもあわせてご検討いただければと思います。以上が、(3) 減免措置における統一基準についての論点となります。よろしくお願いいたします。

(A 会長)

そうすると、この中に記載してある、減免の統一基準の中身について検討するとすると、結構難しそうな話になりますね。

(E 委員)

統一基準を作るのは難しいと思いますね。

(財政課長)

統一基準の例外のない適用は難しいと感じています。

(C 委員)

学校開放の利用では、使用料はとらないですよ。そこで、閉校となった中郷小学校のグラウンドを使っているスポーツ少年団からは、お金を取ることになるのかなと思うわけです。指導者もボランティアでやっている中で、そういう人たちからお金を取るというのはどうなのかなと。体育館など、箱もので利用して受益を受けている人からならまだ、話は分かるんですけど。お金を取るとなると、いろいろと課題が出てくるんじゃないかと思います。

(財政課長)

閉校に当たっての地域感情や取り決めなどのこれまでの経緯を無視した施策を行うと、反発を招く恐れがあります。様々な事情もございまして、中郷小を何らかの施設に活用することについては、課題が多いかなと思います。料金を取る施設として使うにはということです。

(E 委員)

減免自体が例外で、さらに統一基準の例外ができてしまう前提であれば、本来は受益者負担率を0に規定できれば一番いいんじゃないかと。

(C 委員)

やはり、登録団体というか、そういうことはした方がいいかなと思います。

(財政課長)

運動施設の場合は登録団体には登録カードを配っております。公民館とは違い、メンバー全員のリストを出しているわけではありません。

(D 委員)

実際に登録団体を見ていると、登録団体の長になっている方は、もう活動はしてなくて、それで、ずっとその方になっていて、ほとんど東京の方が来ているという団体も実際に存在しているので、そういうところは少しメスを入れなければいけないと感じます。あと、そういった団体が無料である小学校中学校の利用に流れ込むという現象が始まっているので、チェックをしないとけない。神宮寺小学校は利用率が高くて、利用の抽選を行っていて、そこには、

JALの人や中台体育館を使っていた団体が全部流れ込んできているんですよ。だから、子どもたちの行事を新しく入れようとしても入れられない状況も土日には起こっています。スポーツ団体については、大人の部分については、あまり状況で、チェックが必要かなと感じます。

(A 会長)

そのような状況だと、前提としてチェックが必要かなと思います。

ちょっとよくわからなくて申し訳ないんですが、スポーツ広場というのは小中学校に比べてかなりいい施設なんですかね。こっちは有料で向こうは無料と、明らかに違うという施設なんですかね。

(E 委員)

地区によって違いますね。かなりお金をかけて整備しているところもありますし。

(D 委員)

そうですね。大変なところもあるので。これがスポーツ広場かというようなところもあります。

(財政課長)

もともとは、地区として土地は用意するから、スポーツ施設を作ってもらいたいという申入れから始まったと聞いていますが、今現在は、地区のスポーツ活動の振興のために整備している状況です。やはり地区により整備の状況はまちまちです。

(A 会長)

そうすると、お金かけているところで、しっかり使用料とってもいいところとそうでないところで減免するとかといった仕訳はできないでしょうか。

(財政課長)

選択肢としてはあると思います。

(C 委員)

素案の 11 ページの下のところ、※の小さい字で書いてあるところ、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体は、経済団体だから利益を目的としている団体だから、ここまではどうかと思うんですけど。

あと、障がい者が 2 分の 1 以上というのは、これは基準がなんかあったんですか。

(財政課長)

障がい者の規定は、今まで何の基準もありませんでした。1 人でもいれば減免扱いとしておりました。障がい者の利用が多い公民館などは登録していれば、減免となっておりますので、ここでは 2 分の 1 以上の場合としましたが、障がい者の有無にかかわらず、登録してさえいけば公民館は無料となっている状況です。

(A 会長)

本来は障がい者が使いやすい施設であるというのが大事なので、ここで変に差別するのは、ちょっと古い感じですね。

(D 委員)

この部分は、私も違和感を感じました。

(A 会長)

どんな状態であっても普通に使えるというノーマライゼーションの路線からいうと、障がい者を区別するのはどうかという気もしますが。

あと、C 委員がおっしゃっていた公共的団体等は、最近では行政評価や補助金適正化の議論からだど、商工会や農協、婦人会、老人会などはむしろカットしていこうという流れで、このなかでは、社会福祉協議会くらいかなと。この辺は少し検討した方がいいのかなと思います。

その他はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので議題 2 の使用料の原価の算定について、事務局から説明をお願いいたします。

(課長補佐)

それでは、主な使用料の原価の算定についてご説明いたします。まずは基本方針素案の 2 ページをご覧ください。使用料算定の基本方式は 2 ページに記載してありますとおり、使用料は原価×性質別受益者負担割合×利用者区分となります。

今回は先ほど説明した、積算方法③（事務室等の経費を除いたものを総面積で割る方法）にて積算をしております。

資料 2-1「減価償却費を含めた場合の単価の比較（その 1）」をご覧ください。こちらは公津の杜コミュニティセンターなど市内の主な施設 9 施設の使用料の原価を、減価償却費を含めた場合と含めない場合とで算定したものになります。

まず、①の原価の基礎ですが、これは施設管理経費の総額となります。参考資料（資料 2 関係）「主な施設の単価算出資料」をご覧ください。公津の杜コミュニティセンターを例にしますと、表の 5 列目に施設管理経費の欄がありますが、施設の過去 3 年間の経費の平均を算出したものになります。これに施設の維持管理に係る職員の人件費を加えたものとなります。

次の②の施設管理経費のうちの公費負担分ですが、こちらについては公費で負担する経費となります。

③は受益者負担経費対象経費で①の原価の基礎から②公費負担分を引いた額となります。

この③に④の減価償却費を加え、⑤の総面積で割ったものが、⑦の減価償却費をふくめた場合の 1 m²あたり単価となります。

③に④を加えず、⑤の総面積で割ったものが、⑧の減価償却費を含めない場合の 1 m²あたり単価となります。

資料の裏面その 2 をご覧ください。⑩は⑦の減価償却費を含めた場合の 1 m²あたり単価を年間の開館時間数で割った、1 m²・1 時間あたりの単価となります。

⑪は⑧の減価償却費を含めない場合の 1 m²あたり単価を年間の開館時間数で割ったもので、1 m²・1 時間あたりの単価となります。

⑩、⑪に⑫の受益者負担率をかけたものが、⑬、⑭ $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ あたりの使用料の単価となります。

減価償却を含めた場合と含めない場合とを比較しますと、当然ながら、含めた場合のほうが高く、一番大きいところで約3倍、平均では約1.9倍ほどの差があります。

資料2-2、2-3については、各施設の会議室等の使用料について、減価償却費を含めた場合と含めない場合とで試算したものととなります。各使用料についても一番大きいところで3倍となり、平均は約1.5倍となっております。以上で、主な使用料の原価の算定についての説明を終了いたします。

(A 会長)

ただ今の、使用料の原価算定について、何かございますでしょうか。

減価償却費を含めないと、かなり金額が、低くなるということですか。

(財政係長)

これは、最初の経費を公費で割り落としている額を総面積で割っていますので、割られる数は経費を割り落としているながら、全体の面積で割るので、割安になっています。貸館部分だけで見れば2倍ぐらいになるかと思います。

(A 会長)

試算としては、使用料はどうなるのでしょうか。この見積りだと。

(財政課長)

まだ全体の経費は試算しておりませんで、主なもので試算して、傾向として比較的面積が小さな公民館の会議室ですとかですと、ある程度までは安くなる傾向にあります。ところが、運動施設や野球場のように面積が広いものになると、面積に単価をかける方法ですので、これまでよりも上がる傾向にあります。その中には、照明代など面積に入れずらいけれども経費が掛かるものもありますし、貸館業務でも公津の杜コミュニティセンターの多目的ホールなどは現行使用料よりも低い試算となっております。これは素案の計算方法が床面積しか比

例されていないことが原因であろうと思います。多目的ホールは奥行きもありますし、高さもありますので、単純に床面積だけで算定するのは不適切であるということもあります。

(E 委員)

確かに、感じとしては、3倍くらいもらってもいいような気がしますが。

基準どおりにやるとこれだけ差が出て、上がることもあるし下がることもあるし、説明しにくい施設も出てくるのかなと思います。

(財政課長)

全体をとおして試算すると矛盾も出てくるとは考えますが、激変緩和措置ということで 1.5 倍を超えない範囲での変動にとどめようと、増額の場合は決めております。減の場合は、まだ、検討中です。

(E 委員)

ざっと試算した結果でどのくらいの財政的影響があるのでしょうか。

(財政課長)

少し前の試算になってしまいますが、21,842,000 円の増額と試算しています。これまでの無料施設であったスポーツ施設を有料化することや減免基準を見直すことで増額と見込んでおります。ただし、先ほど C 委員から発言がありました、稼働率の低下は考慮していませんが。

(C 委員)

我々が心配することではないですけれども、使用料が上がるとなると、議会の先生方がうんと言いますかね。

(A 会長)

例えば、国際文化会館は 1000 人規模の定員があって、3 割減とかだと、100% の受益者負担率なのに、これはちょっとまずいかなと。単に面積だけで算定するのはちょっと考えないと。

(財政課長)

国際文化会館は指定管理をしていますので、条例の金額を変えたとしても、指定管理者のほうが利用料金制度を活用して、もっと安い金額で、稼働率が上がるような方策をとるのではないかと考えています。

(D 委員)

公津の杜コミュニティセンターの調理室ですが、すごくいいです。一度使ってみると、これはお金払ってもいいやと思います。公民館の調理室で我慢していたことから考えると、雲泥の差ですよ。比較論でいうと高くても使おうと思わうんですよ。

(C 委員)

負担と受益のサービスを受ける質だよ。質が高ければ今の人たちは使うということ。

(E 委員)

基準でなんでも構わずやるんじゃなくて、個々に現状をみながら補正をする必要があるんじゃないかと思います。

(財政課長)

老朽化が進んだ施設と新しい施設を面積同じだから同じ金額ですと、利用者の納得が得にくいかなと思います。

(D 委員)

例えば民間のカラオケルームなんかは、昼間、スタジオとして貸し出しているんですよ。その料金と比較対照するとコミュニティセンターのスタジオの金額はかなり安いと思います。あれだけの設備をそろえていてこの値段はかなり安いと思います。新しく作った施設でいい設備が入っているところは、高くても十分に稼働すると思います。

(E 委員)

そうすると、減価償却費を算入すべきではないかということになりますね。

(財政係長)

付帯施設が高価なものは、個別に算定するということとしております。

(A 会長)

やはり個別に検討しないといけないところもありそうだということですね。

あとはよろしいでしょうか。

後は、手数料となります。原価算定についてお願いいたします。

(資金係長)

時間が長くなってきておりまして、最後に手数料についてご説明させていただきます。資料のほうは、基本方針の素案と資料 3、資料 4 で説明させていただきます。

それでは、私から手数料の見直しについて説明させていただきます。

手数料については、前回の会議において、特定の者のために行う役務に対する費用ということで、受益者負担率は 100% とすること、また、数ある手数料の中でも、「基本方針（素案）」の 16 ページ⑤に掲載されております、市町村が実施する事務で、当該手数料について市町村がそれぞれの設定方法により定めているものを見直しの対象とすることをご説明させていただきました。

そこで、⑤の手数料の原価について、平成 26 年度決算ベースにて算出を行っておりましたが、今回使用料と同様に、改めて平成 28 年度決算ベースにて再度算出いたしました。

資料 3 をご覧ください。再算定したもののうち主なものをそちらに掲載しております。

算出方法について市民税課の「納税及び公課に関する証明書交付手数料」と市民課の「住民基本台帳関係手数料」を例に簡単にご説明させていただきます。

資料 3 の 2 枚目をご覧ください。まず、納税及び～についてですが、税関係証

明手数料を例にご説明させていただきますと、まず現行の手数料が 300 円、平成 28 年度の年間発行件数が 34,580 件となっており、1 件当たりにかかる時間は約 5 分で、職員一人当たりの平均時給が 1,977 円ですので、1 件発行する場合の person 費は 165 円になります。これに年間発行件数 34,580 件を乗じ、年間の person 費を算出します。

また、他に証明書用の偽造防止用紙や証明書を発行するシステムの電算経費等を加え、年間の経費は 11,212,154 円となり、年間発行件数で割り返すと 1 件当たりの原価は 324 円という結果となります。

3 枚目をご覧ください。こちらは市民課で発行する住民票等の発行手数料になります。同じように、1 件に係る person 費を算出し、年間発行件数を乗ずることにより、年間の person 費を算出します。その他にシステムの電算経費や消耗品費（偽造防止用紙）等を加え、最終的な原価は 456 円となりますが、先ほどの税関係証明の際は証明書の交付に係る電算経費を 5%としていることに対し、住民票等の発行手数料は電算経費を全て費用として捉えており、原価算定に当たり、このあたりの細かな部分については基本方針策定後、担当課を含め、調整していくこととなります。

また、自動交付機関連の経費については 28 年度決算では経費として入っておりますが、本年 7 月をもって自動交付機のサービスを廃止していることもあり、今後見直しを検討する際はこのあたりも考慮に入れて算出していきます。

このような方法で各手数料について、原価算定を行った結果ですが、1 枚目をご覧くださいと、ほとんどの手数料で平成 26 年度と 28 年度の原価を比較し、大きく変動がみられたものはありませんでした。しかし、クリーン推進課の事業系ごみについては、ごみが増え、処理を外部委託していること、またごみの減量化対策として行っている展開検査の委託費用が 28 年度の経費に含まれていることから、原価が 26 年度の倍近くになったものです。こちらについては、今後のごみ量の増減なども検討しながら、手数料の見直しを行っていくこととなります。

次に資料 4 をご覧ください。こちらは、資料 3 の手数料の近隣市町との比較となります。他の市町の条例を参考に調査した結果となりますが、手数料条例以外の個別条例に定めのあるものについては、確認できなかったものもあり、こちらについては空欄となっております。

また、斜線は手数料の設定自体がない、墓地については市営墓地がないということで設定がないということになります。

し尿の汲み取り手数料の記号部分については、世帯割、人数割り、1リットル当たりの金額などの単純な方法ではなくて、複雑な算定をしておりましたので、書ききれなかったため、簡単な起債と沿っております。

先ほどの原価算定結果やこの近隣市町との比較から、基本方針に則って、⑤の中でも、原価が現在の手数料と比較し、3割を超える差があるものや、近隣の自治体との均衡を考慮し、見直しが必要なものを選定する予定です。

具体的には前回の会議の際に説明した資産税課発行の「住宅用家屋証明」については、原価・近隣市町との比較、双方の観点から見直しが必要になるのではないかと考えておりますが、基本方針の策定後、それぞれの手数料について、個別に金額の見直し自体を検討していく予定です。

手数料の見直しについては、前回の会議から今回までに実施した作業の報告となります。

(A 会長)

ただ今の説明につきましてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(E 委員)

資料3の3ページの積算の根拠の中にコンビニ交付の関連経費が入ってますけど、なんかしっくりこない。いっしょに算定するのはどうなのかと。

(資金係長)

他の市町村では、自動交付機については、金額を下げているところもありますので、コンビニでの交付と窓口での交付で料金を変えるということであれば、それぞれの経費を算定する必要があるとおもいますが、今のところは、そのまま算出しておりますので、今後精査は必要になってくると思います。

(A 会長)

他にございますか。

それではないようでございますので、議事についてはこれで終了といたします。

す。

次にその他でございますが、事務局より何かございますか。

(課長補佐)

次回の予定ですが、来年1月に開催いたしたいと考えております。詳細な日程については、また、調整をさせていただきます。

また、次回の会議までに、ご意見やご要望がございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

(A 会長)

その他、特になければ、会議については終了とさせていただきます。会議の進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、進行については事務局にお返しします。

(課長補佐)

委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第2回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会を閉会とさせていただきます。